

イオンタウン佐沼の届出概要について (法第6条第2項 変更)

- 1 届出者 イオンタウン株式会社
- 2 届出年月日 平成29年3月1日
- 3 店舗の名称 イオンタウン佐沼
- 4 店舗設置者 イオンタウン株式会社
- 5 店舗所在地 登米市南方町新島前27 外
- 6 変更しようとする事項
荷捌き施設において荷捌きを行うことが出来る時間帯
(変更前) 午前6時から午後10時
(変更後) 24時間
- 7 変更する年月日 平成29年3月2日
- 8 事務手続き等
 - ・公告年月日:平成29年3月22日
 - ・縦覧期間:公告の日から平成29年7月24日まで(公告の日から4か月間)
 - ・地元説明会:届出内容の掲示による説明
 - ・大規模小売店舗立地専門委員会:
 - ・市町村等からの意見書提出期限:平成29年7月24日(公告の日から4か月以内)
 - ・県の意見の通知期限:平成29年11月1日

■変更に関するもの以外の事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

18,718㎡

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐輪場の位置及び収容台数 1,000 台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 80 台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 788.41㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 183.75㎡

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 開店時刻及び閉店時刻

イオンスーパーセンター(株) 午前7時から翌午前0時まで
家電量販店 午前10時から午後10時まで
その他 午前9時から午後10時まで

- (2) 駐車場利用可能時間帯 午前6時30分から翌午前0時30分まで

- (3) 駐車場出入口の数 6箇所